

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内事業者の皆様が、業績の回復やアフターコロナを見据えて実施する、新製品の開発や新サービスの提供、新市場への進出など、**設備投資を伴う新たな取り組みへのチャレンジを応援**します！



対象者

新型コロナウイルス感染症の影響によって**売上高が10%以上又は付加価値額が15%以上減少した、県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業及び中堅企業**（個人事業主含む）

令和2年4月以降の連続する6か月の売上のうち、任意の3か月とコロナ以前の同3か月を比較

対象事業

メニュー	事業の要件	補助率	補助金額
再構築枠	①「事業再構築」の定義に該当する事業であること※1 ②事業計画を策定していること※2 ③補助事業終了後3～5年で付加価値額（又は1人当たり付加価値額）を年率平均3%以上増加すること	中小：2/3以内 中堅：1/2以内	①従業員50人以下 100万円～2,000万円 ②従業員51人以上 100万円～3,000万円
一般枠	①新たな取り組み（以下のいずれか）を行う事業であること ・新製品の開発又は新サービスの提供 ・新市場への進出 ・製品、サービスの製造方法又は提供方法の変更 ②事業計画を策定していること※2	1/2以内	50万円～1,500万円

※1 「新製品」「新市場」「新事業の売上高5%以上」など複数の要件を満たす必要があります。公募要領をご参照ください。

※2 事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる計画の策定が必要となります。

対象経費

新たな取り組みに必要な設備投資費とそれに伴う関連経費

建物費	・建物の建設・改修に要する経費 ・建物の撤去に要する経費 ・賃貸物件等の原状回復に要する経費	
機械装置・システム構築費	・機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ・専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費 ・上記と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	
技術導入費	・知的財産権等の導入に要する経費	
専門家経費	・専門家に支払われる経費	
運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	
クラウドサービス利用費	・クラウドサービスの利用に関する経費	
外注費	・加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費	
知的財産権等関連経費	・特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費	
広告宣伝・販売促進費	・広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費	
研修費	・教育訓練や講座受講等に係る経費	

補助対象期間

交付決定日～令和5年1月31日

申請については裏面をご覧ください

申請から完了までの流れと手続き

(1) 申請～交付決定

- ① 交付申請に必要な書類は、公益財団法人高知県産業振興センターのHPからダウンロードしてください。
⇒ https://joho-kochi.or.jp/new_challenge/
- ② 交付申請にあたっては、**必ずHP掲載の「公募要領」の内容をご確認ください。**
- ③ 申請書類は、**原則、申請フォームから提出してください。**申請フォームに添付できないファイルについては電子メールにて提出してください。
申請フォームで提出が困難な場合は、「簡易書留」など追跡ができる方法で送付してください。
持参による申請は受け付けておりません。
- ④ 申請書を受理後、外部有識者を含む審査会において評価し、より優れた事業計画を予算の範囲内で採択します。
補助事業は、「**補助金交付決定通知書**」に記載した日以降に行うことが要件となりますので、**交付決定通知書が届くまで、契約や発注、購入を実施しないでください。**

重要!

- ◆ 国や県、市町村が実施する他の補助金との**併用は、申請する事業が同一であっても対象経費が異なれば可能**です。(同一の対象経費について重複受給できません。)
- ◆ ただし、国の事業再構築補助金で申請する事業が同一又は類似内容の場合、**補助対象期間が重複するものと併用はできません。同時申請は可能ですが、国の事業再構築補助金が採択となればそちらが優先されます。**

申請受付期間：【再構築枠】令和4年4月5日(火)～令和4年5月10日(火)
【一般枠】 令和4年4月5日(火)～令和4年5月16日(月)

- ◆ 再構築枠 ⇒ 令和4年6月上旬に交付決定(予定)
- ◆ 一般枠 ⇒ 令和4年6月中旬に交付決定(予定)

申請書類：以下のとおりです。詳細については「公募要領」でご確認ください。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 補助金交付申請書 | ⑥ 事業内容と金額の根拠が確認できる資料 |
| ② 事業計画書 | ⑦ 県税の納税証明書 |
| ③ 履歴事項全部証明書 ※法人のみ | ⑧ 補助金申請に関する誓約書兼同意書 |
| ④ 決算書の写し(直近2期分) | ⑨ 税外未収金債務に関する誓約書兼同意書 |
| ⑤ 売上減少の確認ができる書類(確定申告書等) | ⑩ 他の補助金活用の有無について |



(2) 事業の実施

- ① 本補助事業は、補助対象期間である**令和5年1月31日までに取り組み(設置、納品等)及び支払いを完了のうえ、実績報告書を提出**する必要があります。
- ② 補助事業の内容及び経費を変更する場合には、**必ず事前の相談が必要です。**



(3) 実績報告～補助額の確定～支払い

- ① 補助金交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告書及び支払を証明する書類等の提出がない場合は、補助金は受け取れません。**
- ② 実績報告時の審査の結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額になります。
- ③ 交付金額の確定後、「補助金確定通知書」を送付します。**確定通知日から2週間程度で補助金を申請者本人の口座にお支払いします。**

【お問い合わせ先及び申請書提出先】

公益財団法人高知県産業振興センター 〒781-5101 高知市布師田3992-2
新事業チャレンジ支援事業事務局 TEL:088-845-6620 (9:00～17:00:土日祝除く)
ホームページ(申請フォーム) : https://joho-kochi.or.jp/new_challenge/
E-mail: challenge@joho-kochi.or.jp